

第 600 回富津市定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 4 年 9 月 6 日（火）午後 1 時 25 分から午後 1 時 48 分

2 開催場所 富津市役所 4 階 401 会議室

3 出席委員（8 人）

| | | | | | | | |
|---|--------|----|-------|---|------|----|-------|
| - | - | 2 | 澤邊 治之 | 3 | 鈴木 昇 | 4 | 山崎 正秀 |
| 5 | 佐久間 容 | 6 | 平野 弁一 | - | - | - | - |
| 9 | 茂木 比呂志 | - | - | - | - | 12 | 鈴木 伸江 |
| - | - | 14 | 白井 和子 | | | | |

4 欠席委員（6 人）

| | | | | | | | |
|----|-------|----|--------|---|-------|----|-------|
| 1 | 稲村 耕一 | 7 | 大後 護 | 8 | 渡邊 和已 | 10 | 森田 泰彰 |
| 11 | 川口 寛市 | 13 | 小柴 賢次郎 | - | - | - | - |

5 事務局職員（4 人）

| | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 局長 藤川 幸男 | 係長 鈴木 宏誌 | 書記 樋口 悠亮 | 書記 山口 芳郎 |
| | | | |

会議の議案は次のとおり

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について

専決処分報告について

第 600 回 富津市定例農業委員会

| 発言者 | 発言内容 |
|------|--|
| 事務局長 | <p>開会 午後 1 時 25 分</p> <p>皆様こんにちは。出席予定の委員が揃いましたので、会議を始めさせていただきます。委員の皆様には、ご多用のところ第 600 回定例農業委員会総会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>会議の開会に先立ちまして、本日の出席状況ですが、1 番稲村委員、7 番大後委員、8 番渡邊委員、10 番森田委員、11 番川口委員、13 番小柴委員の計 6 名が欠席で、14 名中 8 名の委員の出席となっております。従いまして、農業委員会会議規則第 6 条により本日の会議は成立いたします。</p> <p>それでは、会議を始めさせていただきます。会議の議長は、農業委員会会議規則第 4 条の規定により会長をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>皆さんこんにちは。区切り良く 600 回目の開催ですが、田んぼで大忙しの時期で、ぎりぎりの会議成立です。出席の皆さんも気の急かれるところと思いますがよろしくお願いします。先日の年金研修も参加いただきありがとうございました。貰う時に有利になる、付加年金の話もありました。若い人に勧めていただきたいと思います。本日も慎重に審議して参りましょう。</p> |
| 議長 | <p>(開会)</p> <p>ただ今から、第 600 回富津市定例農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>(議事録署名人の指名)</p> <p>それでは、会議に入ります。農業委員会会議規則第 13 条によりまして、私の方から議事録署名委員を指名いたします。14 番 白井和子委員、2 番 澤邊治之委員を指名いたします。それでは議事に入らせていただきます。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | <p>【議案第1号】</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案第1号1番ですが、担当委員の現地調査及び説明を、9番 茂木委員、お願いします。</p> |
| 茂木委員 | <p>議案第1号1番について、申請地を9月3日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。環小学校より南東の方向約1.2kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者と義務者は夫婦であり、夫名義の申請地を贈与により妻に所有権移転をするための申請であります。営農計画としましては、引き続き山わさび等の露地野菜の栽培を行う予定です。以上です。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明が終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの茂木委員の説明に補足させていただきます。本申請は、権利者の妻が農業に参加し共同経営の形態としたことにより、耕作地の一部を、贈与しようとするための申請であります。申請地は、農用地区域内の農地であり、面積は1,560㎡、権利者の耕作面積は0㎡ありますが、権利者本人及びその世帯員で面積要件を満たせばよいことから、6,564㎡の耕作面積を有していることとなります。よって、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡の要件は満たされており、農業従事経験は2年ですが、夫と共に農作業に従事していることから特に問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局からの説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なしの声）「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって、議案第1号1番は承認されました。</p> |

| | |
|---------|--|
| 議長 | 次に、議案第1号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、3番 鈴木昇委員、お願いします。 |
| 鈴木昇委員 | <p>議案第1号2番について、申請地を本日9月6日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。JAきみつ大佐和支店より北方向600m付近に位置する農地であります。</p> <p>権利者は、道路を挟んだ向かいに所在する相続人不存在である農地を規模拡大のため購入するものであります。営農計画は、さつま芋、じゃが芋、落花生、なす等の露地野菜の栽培を予定しております。以上です。</p> |
| 議長 | 担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。 |
| 事務局(山口) | ただいまの鈴木委員の説明に補足をさせていただきます。申請地は、相続人不存在の農地であり、相続財産の精算のため相続財産管理人が設けられた農地であります。権利者は、自宅前の道路を挟んだ向かい側に所在していることから、耕作に便利のため購入するものであります。申請地は農振農用地区域外農地で、面積1,071㎡、権利者の耕作面積は1,705㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力に関しても問題ないと考えます。以上です。 |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員)挙手全員であります。よって、議案第1号2番は承認されました。</p> |
| 議長 | 次に、議案第1号3番につきまして、担当の大後委員が本日お休みですので、事務局から説明をお願いします。 |

| | |
|---------|--|
| 事務局（山口） | <p>議案第1号3番について、大後委員が欠席ですので事務局より説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北東の方向1km付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢で後継者不在なことから、権利者に水稻の栽培をお願いしておりました。今後も自ら耕作することが不可能なため売却の申出をしたところ、以前から耕作をしてきたこと、自宅から近く耕作に便利であったことから受諾することにし、売買による所有権移転の申請に及んだものであります。営農計画は、水稻栽培を行う計画であります。なお、昨日、担当委員より申請内容を確認し問題は無いとの報告を受けております。</p> <p>申請地は農振農用地区域内であり、面積979㎡、権利者の耕作面積は20,790㎡、農用地区域内の農地を取得する場合の下限面積5,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号3番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号3番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>次に、議案第1号4番につきまして、担当委員は私ですので、現地調査及び説明をいたします。</p> |
| 平野委員 | <p>議案第1号4番について、申請地を9月5日に確認しましたので説明いたします。所在につきましては別添資料をご覧ください。大貫小学校から道を挟み、西の方向100m付近に位置する農地であります。</p> <p>義務者は、高齢で後継者もないことから離農による売却であり、規模拡大を考えていた権利者と話がまとまり、売買による所有権移転</p> |

| | |
|---------|---|
| 議長 | <p>の本申請であります。申請地の小久保字扇ノ作64番2、同64番3の登記地目は田ですが、現況は畑となっております。営農計画は、ナス・ピーマン・キュウリ等の露地野菜の栽培計画であります。住宅地内の農地であり、近隣への影響は無いと思われれます。以上です。</p> <p>それでは、事務局から補足をお願いします。</p> |
| 事務局（山口） | <p>ただいまの平野委員の説明に補足させていただきます。義務者は、離農のために農地の売却を希望するものであり、権利者は土壌条件も良く野菜栽培に向いていることから購入するもので、規模拡大を目的とした申請であります。申請地は農振農用地区域外農地であり、面積515㎡、権利者の耕作面積は5343.05㎡、農用地区域外の農地を取得する場合の下限面積1,000㎡を超えているため、基準を満たしております。農機具の所有状況、技術力、労働力等に関しても問題はないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。（なし声）「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第1号4番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。（挙手全員）挙手全員であります。よって議案第1号4番は承認されました。</p> |
| 議長 | <p>【議案第2号】</p> <p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>議案第2号1番につきまして、担当の大後委員はお休みですので、現地調査及び説明を、事務局からお願いします。</p> |
| 事務局（樋口） | <p>議案第2号1番について、委員に代わり説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。飯野小学校より北の方</p> |

| | |
|---------------|---|
| <p>議長</p> | <p>向約 1.5 kmに位置する農地であります。</p> <p>権利者は現在、建築会社を退職し、個人として建築業を営んでおり、そこで使用する資材の置場を探していたところ、居住地の近辺では予算等の折り合いがつかず、本件土地が立地や予算等で好条件であったため、所有権移転を伴う転用申請をするものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題はありません。</p> <p>また、農地区分に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金については、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。資材置場として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございますか。(なし声)「質疑なし」ということですので、質疑を打ち切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号1番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。(挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号1番は承認されました。</p> |
| <p>議長</p> | <p>続いて、議案第2号2番につきまして、担当委員の現地調査及び説明を、12番 鈴木伸江委員、お願いします。</p> |
| <p>鈴木伸江委員</p> | <p>議案第2号2番について、申請地を本日9月6日に確認しましたので、説明いたします。申請地の所在につきましては別添資料をご覧ください。吉野小学校より北西の方向約450mに位置する農地であります。</p> <p>申請地は、義務者が高齢のため農業の継続が出来ず、保全管理に苦慮していたところ、太陽光発電施設として陽当たりなどの条件がよく、権利者、義務者双方の合意により、所有権移転を伴う転用申請を</p> |

| | |
|----------|---|
| | <p>するものです。周辺農地には、影響がないよう計画されており問題は ありません。以上です。</p> |
| 議長 | <p>担当委員の説明は終わりました。事務局補足説明をお願いします。</p> |
| 事務局 (樋口) | <p>ただいまの鈴木委員の説明に補足させていただきます。農地区分 に関しては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い 農地であることから、第2種農地と判断されます。造成は整地のみ行 い、埋め立てはありません。また、用水の引き込みはなく、汚水・雑 排水の発生もありません。雨水は自然浸透としています。資金につい ては、自己資金での支払となっており、添付書類から確認済みです。 太陽光発電施設として利用するにあたり、立地基準、一般基準など全 て満たしており、問題ないと考えます。以上です。</p> |
| 議長 | <p>事務局の説明は終わりました。質疑に入ります。ご質疑ございま すか。(なし声)「質疑なし」ということでもありますので、質疑を打ち 切り採決に入ります。</p> <p>議案第2号2番につきまして、原案に賛成委員の挙手を求めます。 (挙手全員) 挙手全員であります。よって議案第2号2番は承認され ました。</p> |
| 議長 | <p>【専決処分報告について】</p> <p>続いて、市街化区域内にある農地の「専決処分報告について」を事 務局長よりお願いします。</p> |
| 局長 | <p>市街化区域内にある農地の専決処分について報告をさせていただきます。</p> <p>農地法第5条第1項第7号の規定による届け出でございますが、1 番は駐車場として所有権移転するもので面積は194平方メートル、2 番は住家建築として所有権移転するもので、面積は171平方メー トル、3番及び5番から7番は専用住宅として所有権移転するもので、</p> |

| | |
|----|--|
| 議長 | <p>面積は3番が合計529平方メートル、5番が166平方メートル、6番が合計1549平方メートル、7番が1291平方メートル、4番は資材置場として所有権移転するもので合計面積は1189平方メートルです。</p> <p>これらの届出につきまして、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。以上で報告を終わります。</p> <p>事務局長の専決処分の報告は終わりました。</p> <p>以上で本日の案件はすべて終了いたしました。</p> <p>そのほかに、委員さんの方から何かありますか。(なし)</p> <p>事務局から何かありますか。</p> <p>(次回定例会時の農地パトロール説明会(推進委員含む)について告知)</p> |
| 会長 | <p>それでは、皆様には慎重審議を賜りまして、ありがとうございました。以上をもちまして、第600回の定例農業委員会を終了します。なお、次回の農業委員会総会は10月6日木曜日、場所は401会議室の予定で午後1時30分から開催いたします。お疲れ様でした。稲刈りの機械作業等で、事故・怪我の無いようにくれぐれもお気を付けください。</p> <p>閉会 午後1時48分</p> |